

## 謝金規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県作業療法士会（以下「本会」とする）の事業に伴う、謝金の支払い基準を定めるものである。

### (謝金の種類)

第2条 謝金の種類は、講師謝金及び原稿料、活動協力金とする。

### (講師謝金)

第3条 講師謝金は、本会が主催する学会、研修会、講習会などにおける講演又は講義、実習又は実習指導など対して支払う。

2. 講師謝金の基準額は、別表1に掲げる。
3. 前項以外については理事会で定め、特に顕著な業績を有する者には、実情を勘案する。

### (原稿料)

第4条 原稿料は、本会から依頼した発行物への原稿執筆に対して支払う。

2. 発行物とは、本会が発刊する機関誌、広報誌及びその他の発行物とする。
3. 原稿料の基準については、別表2に掲げる。

### (活動協力金・金額)

第5条 活動協力金は、本会が主催する学会、研修会、講習会の運営、または本会の会務での事業協力に対して支払う。

2. 活動協力金の基準額は、別表3に掲げる

### (会計処理)

第6条 運営を行う各局長、地区担当理事などの責任者は、講師謝金申請書（別記様式2）を用いて事務局に申請し、講師および補助員の謝金を支給し、講師および補助員の署名、捺印、または振込等の利用明細票をもって領収とする。

2. 会計処理は、本会の会計処理規程に則り行う。

### (規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。（試行期間に関する文言削除）

### (附 則)

- ・平成23年6月1日 本規程の試行（平成24年3月31日まで）
- ・平成24年4月1日より施行
- ・令和2年8月1日 改定

別表1 (講師謝金支払基準)

支払対象区分		支払金額 (1時間あたり、税込)		
		講演 講義	実習指導 実技指導	
講師 基準	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学教授 ・官公庁局部長級 ・民間企業役員</li> <li>・著名民間専門家 ・著名ジャーナリスト</li> <li>・医師 (a) ・弁護士など(a) ・公認会計士(a)</li> </ul>	13,000 円	7,800 円
	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学准教授 ・短大、高専教授 ・高校校長</li> <li>・官公庁課長級 ・民間企業上級管理者層</li> <li>・民間専門研究者 ・医師(b) ・弁護士など(b)</li> <li>・公認会計士(b) ・専門、認定作業療法士</li> </ul>	11,500 円	6,900 円
	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学講師 ・短大、高専准教授 ・高校教頭</li> <li>・官公庁課長補佐級 ・民間企業管理者層</li> <li>・民間一般技術者</li> </ul>	10,000 円	6,000 円
	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学助手 ・短大講師、助手 ・高校教諭</li> <li>・高専講師、助手 ・官公庁係長級、職員</li> <li>・民間企業監督者層、職員 ・民間一般技能者</li> </ul>	9,000 円	5,400 円
助手	実習及び実技指導の謝礼は、日給 12,000 円とし、時間に応じて支払う			
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「弁護士など」とは、弁護士、裁判官、検察官をいう</li> <li>2. (a) は、資格取得後 15 年以上の者、(b) は、それ以下の者とする</li> <li>3. 「官公庁」とは、国または都道府県レベルをいう</li> <li>4. 元職員で適用区分が明らかでない者については、退職する際の職位による</li> <li>5. 職種及び職名が複数の区分に該当する場合は、上位の区分を選択する</li> <li>6. 本会の会員が講師の場合は、講師基準の該当区分の 5 割相当額とする</li> </ol>			

別表2 (原稿料支払基準)

	一般 (会員以外)	本会会員
原稿料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 400 字につき 3,000 円 (税込)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原稿量 2,000 字以内の場合 OT 協会士会裁量ポイント 最大 2 ポイント</li> <li>・ 原稿量 2,000 字以上の場合 (税込) 400 字につき 1,500 円 (認定作業療法士) 400 字につき 1,000 円 (上記以外)</li> </ul>

別表3

	全日協力の場合	半日協力の場合
活動協力金	・2227 円 (税込)	・会議費規定に則る